

県内私立高校修学支援制度のお知らせ

香川県では、県内の私立高校生の教育費負担の軽減を図るため、申請に基づき、高等学校等就学支援金及び香川県私立高等学校入学金軽減補助金を実施しています。いずれも、県へ返還する必要はありません。

支援・軽減の対象となる方は、各私立高校からの案内に従って、在籍する各学校に申請してください。

支援・軽減を受けることができる方

・香川県内の私立高校に在籍している生徒で、下の表に該当する方

		高等学校等就学支援金	香川県私立高等学校入学金軽減補助金
要件		保護者等が県外在住の場合も対象	保護者等が香川県内に在住
①	(市町村民税の課税標準額×6%)－(市町村民税の調整控除の額)(注1)により算定された額が154,500円未満	授業料月額的全額を支給 ※月額33,000円を上限とする。	(全日制高校) 入学金のうち50,000円を減免 (通信制高校) 入学金のうち15,000円を減免
②	上記計算式(注1)により算定された額が154,500円以上304,200円未満	月額9,900円を支給	(適用なし)
③	①②以外	(適用なし)	(適用なし)

※やむを得ない理由により、家計が急変した場合、急変後の税情報が反映されるまでの間、上記と同等の支援を行います。対象要件がありますので、学校にお問い合わせください。

注1：高等学校等就学支援金及び香川県私立高等学校入学金軽減補助金における「(市町村民税の課税標準額×6%)－(市町村民税の調整控除の額)」は、保護者等が2人いる場合は、保護者等2人それぞれの算定額を合算した額です。

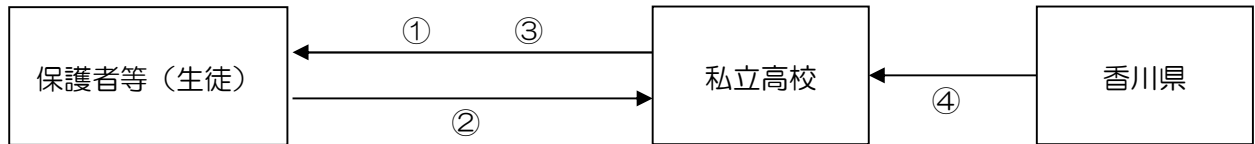
注2：早生まれの生徒の場合は、計算式が以下の通りとなります。

「((市町村民税の課税標準額－33万円)×6%)－(市町村民税の調整控除の額)」

注3：高等学校等就学支援金は授業料に相当する金額を限度として、香川県私立高等学校入学金軽減補助金は、入学金に相当する金額を限度として減免されます。

注4：減免の対象となる授業料や入学金には、施設充実費や進路指導費等は含みません。

申請から減免までの流れ（紙申請の場合）



①申請手続等の案内

②学校に申請書類及びマイナンバーカード（個人番号カード）の写し等を提出

③学校が減免対象者の授業料を減免

（減免の実施時期や方法は、学校によって異なりますので、各学校にお問い合わせください。）

④授業料・入学金減免の支援

申請先・申請期限・提出書類など

- ・申請書類は、各学校へ提出してください。
- ・提出期限や提出書類、提出方法については、各学校から別途案内があります。
- ・学校で定められた提出期限は必ず守るようお願いします。書類が期限までに提出されない場合は、減免を受けられないことがあります。

お問い合わせ先

- ・ご不明な点は、各学校へお問い合わせください。

学校名	所在地	電話番号
藤井学園寒川高等学校	さぬき市寒川町石田西 280-1	0879 (43) 2571
高松中央高等学校	高松市松島町一丁目 14-8	087 (831) 1291
英明高等学校	高松市亀岡町 1-10	087 (833) 3737
大手前高松高等学校	高松市室新町 1166	087 (867) 5970
香川誠陵高等学校	高松市鬼無町佐料 469-1	087 (881) 7800
坂出第一高等学校	坂出市駒止町二丁目 1-3	0877 (46) 2157
大手前丸亀高等学校	丸亀市大手町一丁目 6-1	0877 (23) 3161
香川県藤井高等学校	丸亀市新浜町一丁目 3-1	0877 (22) 2328
尽誠学園高等学校	善通寺市生野町 855-1	0877 (62) 1515
四国学院大学香川西高等学校	三豊市高瀬町下勝間 2379	0875 (72) 5193
穴吹学園高等学校	高松市番町 2-4-14	087 (802) 3655
村上学園高等学校	丸亀市幸町 1-10-16	0877 (43) 4777
RITA 学園高等学校	多度津町西浜 12-44	0877 (32) 3000

その他の教育費負担の軽減に関する制度

- ・このほか、各学校独自の授業料減免制度や奨学金制度、県教育委員会による「香川県高等学校等奨学金制度」（貸付）、県総務学事課による「奨学のための給付金制度」（返済不要）などがあります。詳しくは、各学校または下記へお問い合わせください。

<作成・問合せ先> 香川県総務部総務学事課 私学・宗務グループ
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
TEL: 087-832-3058 (直通)